

国立大学法人九州大学病院別府地区事業場職員勤務時間細則

平成16年度九大就規第41号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 4年 3月31日
(令和3年度九大就規第35号)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度九大就規第19号）第7条第3項及び第8条の規定に基づき、国立大学法人九州大学病院別府地区事業場に勤務する職員のうち、業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある者の始業及び終業の時刻、休憩時間、勤務時間並びに休日等について定めるものとする。

(始業時刻等を変更する者)

第2条 病院事務部別府病院事務長付患者サービス係に勤務する職員（パートタイム職員を除く。）の始業及び終業の時刻並びに休憩時間については、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の職員に対しては、あらかじめ通知する。

(変形労働時間制を適用する者の始業時刻等)

第3条 次の各号に掲げる職員の勤務時間は、1月単位の変形労働時間制によるものとし、当該期間を平均した1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内において定める始業及び終業の時刻、休憩時間並びに実労働時間については、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、業務運営の都合により始業及び終業時間の繰り上げ又は繰り下げを臨時に行う場合があるものとする。

- (1) 教員並びに医員及び研修医
- (2) 薬剤部分室に勤務する技術職員及び技術補佐員
- (3) 看護部分室に勤務する技術職員、技術補佐員及び技能補佐員
- (4) 放射線部分室に勤務する技術職員及び技術補佐員

(変形労働時間制を適用する者の休日)

第4条 前条の規定により勤務する職員の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該期間における国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第31条第5項第1号に規定する休日の日数
- (2) 前号に定めるもののほか、就業通則第31条第5項第2号及び第3号に規定する休日

2 休日は、1週間に1日以上置くものとする。

(職員への通知)

第5条 第3条及び前条に規定する勤務時間及び休日については、1月ごとの勤務割振表を作成し、当該勤務開始の2週間前までに職員へ通知する。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3条各号に掲げる者に適用する始業及び終業の時刻、休憩時間並びに実労働時間の起算日は、平成16年4月1日とする。

附 則（平成20年度九大就規第2号）

- 1 この細則は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この細則による改正後の国立大学法人九州大学病院別府地区事業場職員勤務時間細則第3条第3号に掲げる者のうち、技能補佐員に適用する始業及び終業の時刻、休憩時間並びに実労働時間の起算日は、平成20年8月1日とする。

附 則（平成20年度九大就規第29号）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第3条各号に掲げる者に適用する始業及び終業の時刻、休憩時間並びに実労働時間の起算

日は、平成21年4月1日とする。

附 則（平成22年度九大就規第38号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人九州大学病院別府地区事業場職員勤務時間細則第2条の規定は、平成22年12月1日から適用する。

附 則（平成24年度九大就規第2号）

この細則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第1号）

この細則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第24号）

この細則は、令和2年3月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大就規第35号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	始業時刻	終業時刻	休 憩 時 間
A 1 勤務	8時00分	16時45分	11時30分から12時30分まで
A 2 勤務	8時00分	16時45分	12時00分から13時00分まで
A 3 勤務	8時00分	16時45分	12時30分から13時30分まで
B 1 勤務	8時30分	17時15分	11時30分から12時30分まで
B 2 勤務	8時30分	17時15分	12時30分から13時30分まで
B 3 勤務	8時30分	17時15分	13時00分から14時00分まで
C 1 勤務	9時00分	17時45分	11時30分から12時30分まで
C 2 勤務	9時00分	17時45分	12時30分から13時30分まで

別表第2（第3条関係）

(1) 第3条第1号適用者

区 分	始業時刻	終業時刻	休 憩 時 間	実労働時間
A 1 勤務	7時00分	15時45分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
A 2 勤務	7時30分	16時15分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
A 3 勤務	8時00分	16時45分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
A 4 勤務	8時30分	17時15分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
A 5 勤務	9時00分	17時45分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
A 6 勤務	9時30分	18時15分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
B 1 勤務	7時30分	18時00分	12時00分から13時00分まで	9時間30分
B 2 勤務	8時00分	18時30分	12時00分から13時00分まで	9時間30分
B 3 勤務	8時30分	19時00分	12時00分から13時00分まで	9時間30分
B 4 勤務	9時30分	20時00分	12時00分から13時00分まで	9時間30分

B 5 勤務	7 時 3 0 分	1 8 時 1 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	9 時間 4 5 分
B 6 勤務	8 時 0 0 分	1 8 時 4 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	9 時間 4 5 分
B 7 勤務	8 時 3 0 分	1 9 時 1 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	9 時間 4 5 分
B 8 勤務	9 時 3 0 分	2 0 時 1 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	9 時間 4 5 分
C 1 勤務	8 時 3 0 分	1 2 時 0 0 分		3 時間 3 0 分
C 2 勤務	1 3 時 0 0 分	1 7 時 1 5 分		4 時間 1 5 分
C 3 勤務	7 時 3 0 分	1 3 時 0 0 分		5 時間 3 0 分
C 4 勤務	7 時 0 0 分	1 3 時 0 0 分		6 時 間
C 5 勤務	1 4 時 0 0 分	2 0 時 0 0 分		6 時 間
C 6 勤務	1 4 時 0 0 分	2 1 時 3 0 分	1 7 時 1 5 分から 1 8 時 1 5 分まで	6 時間 3 0 分
C 7 勤務	7 時 3 0 分	1 8 時 4 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 1 5 分
C 8 勤務	8 時 0 0 分	1 9 時 1 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 1 5 分
C 9 勤務	8 時 3 0 分	1 9 時 4 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 1 5 分
C 10 勤務	9 時 3 0 分	2 0 時 4 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 1 5 分
C 11 勤務	7 時 3 0 分	1 9 時 0 0 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 3 0 分
C 12 勤務	8 時 0 0 分	1 9 時 3 0 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 3 0 分
C 13 勤務	8 時 3 0 分	2 0 時 0 0 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 3 0 分
C 14 勤務	9 時 3 0 分	2 1 時 0 0 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 0 時間 3 0 分
C 15 勤務	7 時 3 0 分	1 9 時 4 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 1 時間 1 5 分
C 16 勤務	8 時 0 0 分	2 0 時 1 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 1 時間 1 5 分
C 17 勤務	8 時 3 0 分	2 0 時 4 5 分	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで	1 1 時間 1 5 分

(2) 第 3 条第 2 号適用者

--	--	--	--	--

区 分	始業時刻	終業時刻	休 憩 時 間	実労働時 間
A勤務	8時30分	17時15分	12時00分から13時00分まで	7時間45分

(3) 第3条第3号適用者

区 分	始業時刻	終業時刻	休 憩 時 間	実労働時 間
A勤務	7時30分	16時15分	11時30分から12時30分まで	7時間45分
B勤務	8時00分	16時45分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
C勤務	8時30分	17時15分	12時30分から13時30分まで	7時間45分
D勤務	12時00分	20時45分	16時00分から17時00分まで	7時間45分
E勤務	10時00分	18時45分	14時00分から15時00分まで	7時間45分
準夜勤務	16時30分	1時15分	20時30分から21時30分まで	7時間45分
深夜勤務	0時30分	9時15分	4時30分から 5時30分まで	7時間45分
全深夜勤 務	16時00分	9時30分	20時15分から21時15分まで 0時45分から 1時15分まで 5時15分から 5時45分まで	15時間30分

※ 技術補佐員及び技能補佐員については、準夜勤務、深夜勤務及び全深夜勤務の適用は行わない。

(4) 第3条第4号適用者

区 分	始業時刻	終業時刻	休 憩 時 間	実労働時 間
A勤務	8時00分	16時45分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
B勤務	8時30分	17時15分	12時00分から13時00分まで	7時間45分
C勤務	9時00分	17時45分	13時00分から14時00分まで	7時間45分